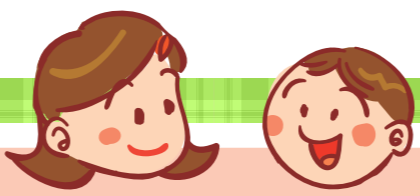




# 妊娠から出産まで



# 子育てについて



## 産婦や新生児の訪問、学級

### 1 新生児および乳児訪問

はじめての育児や赤ちゃんの発育の悩みなどの不安解消のため、委託助産師がご家庭にうかがって育児その他の相談に応じます。

**対象** 生後2か月までの赤ちゃんとお母さん  
※市内への訪問に限ります。

**方法** 電話でお申し込みください。

**問い合わせ** こども健康課 ☎829-1255

### 3 育児学級

育児について詳しく学び、お友達づくりができる教室です。赤ちゃんの月齢で内容が異なります。

**日時・場所** ホームページや広報紙でお知らせします。(育児学級を除く)

**問い合わせ** 各総合事務所 地域福祉課、口腔保健支援センター ☎P45

**育児学級** 要予約

**対象** 2か月～12か月未満児と保護者

**費用** 無料(第1子)

**日時・場所** 個別通知でお知らせします

**ツインズ広場** 要予約

**対象** 3歳未満のふたご以上のお子さんと保護者やふたご以上を妊娠しておられる妊婦と家族

**離乳食教室** 要予約

**対象** 4か月～9か月未満の赤ちゃんの保護者

**費用** 無料

**むし歯予防教室** 要予約

**対象** 乳幼児とその保護者  
※詳細は広報等でご確認ください。

**費用** 無料

**幼児食教室** 要予約

**対象** 9か月～2歳未満の赤ちゃんの保護者

**費用** 無料

### 2 こんにちは赤ちゃん訪問

生後2か月ごろに、地区の民生委員・児童委員がお伺いし、子育ての情報をお届けしたり、お子さんの様子や育児のことをお尋ねします。育児に関する不安や悩みがありましたらお話しください。

**対象** 生後2か月ごろのお子さんとその保護者  
※個別通知でご案内いたします。 ※生後2か月を過ぎても訪問可。

**問い合わせ** こども健康課 ☎829-1255

### 4 育児に関する相談

育児に関すること、子どもの食事(離乳食・幼児食)に関すること、むし歯予防に関する悩みに保健師・栄養士・歯科衛生士等が相談に応じます。

**日時** 平日(祝祭日除く)  
午前8時45分～午後5時30分随時受付

**問い合わせ** 各総合事務所 地域福祉課、口腔保健支援センター ☎P45

**子どもの発達相談**

就学前のお子さんで、言葉が増えない、落ち着きがないなど、お子さんの発達や発育の悩みについて、保健師等が個別で相談に応じます。お電話でお問い合わせください。

**問い合わせ** 各総合事務所 地域福祉課 ☎P45

**あつまれはじめてママ講座**

初めて子育てをする母親のための4回連続の講座です。親子一緒に参加して情報交換・友達作りをしながら育児を学びます。(申込制)お子さんの対象年齢、日程などの詳細はお電話でお問い合わせください。

**問い合わせ** 子育て支援課・育成係 ☎829-1270

## 産前産後支援事業

### 1 長崎市相談支援事業

**対象** 長崎市民の方で妊娠前から出産後3ヶ月までのお母さんと赤ちゃん

**内容** 妊娠中の生活や、出産後のお母さんと赤ちゃんの身体や育児のことについて助産師が電話で相談をお受けします。

**相談先** 一般社団法人長崎県助産師会

**問い合わせ** こども健康課 ☎829-1255

### 2 長崎市産後ケア事業

長崎市民の方で、産後の体調不良や育児に不安がある方を対象に、産科医療機関及び助産院において「産後ケア」を提供します。(医療行為が必要な方は、対象になりません。)

**種類** ●ショートステイ ●デイケア

**実施内容** ●産婦の母体管理や生活面の相談 ●乳房管理 ●沐浴・授乳等の育児指導や相談 ●乳児の世話、発育、発達等のチェック ●その他の必要な保健指導や情報提供

**問い合わせ** こども健康課 ☎829-1255

## 妊産婦の駐車場優先利用

### 1 パーキング・パーミット制度

身体障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証(パーキング・パーミット)を掲示することで利用できる制度です。この制度は、身体に障害のある方、高齢者などで歩行困難な方のほか、妊産婦の方(妊娠7カ月から産後3カ月まで)も利用できます。

**申請に必要なもの** 母子健康手帳(妊産婦の方)

**手続き** 各地域センター

**問い合わせ** 長崎県福祉保健部 福祉保健課 ☎895-2410  
長崎市福祉部 障害福祉課 ☎829-1141



## 子どもに関する手当や助成制度

### 1 児童手当・特例給付

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある)の児童を養育しているかたに支給されます。手当の支給を受けるためには、申請(認定請求)を行う必要があります。(公務員の方は勤務先で手続きをしてください。)

**児童手当…所得制限限度額未満のかた**

**3歳未満** …… 月額 15,000円

**3歳～小学校修了前**

【第1,2子】 …… 月額 10,000円

【第3子以降】 …… 月額 15,000円

**中学生** …… 月額 10,000円

**特例給付…所得制限限度額以上のかた(平成24年6月分より開始)**

**児童1人あたり(一律)** …… 月額 5,000円

### 2 子ども福祉医療費

中学校卒業までの児童を対象に、その保護者に対し、保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、ひと月の上限1,600円を差し引いた額を助成します。(保険薬局での調剤は、全額助成)

**支給額**

**手続き** 各地域センター

**問い合わせ** 子育て支援課・育成係 ☎829-1270

**申請の翌月から支給対象となります。**  
※事由の発生が月末の場合は、15日以内に申請してください。

### 3 自立支援医療(育成医療)給付制度

身体に障害がある児童などが、障害を改善するために、指定された医療機関(病院、薬局など)で手術などの治療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。給付を受けるためには、事前に申請が必要です。

**対象**

申請者(保護者)が長崎市に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障害がある、または、治療を行わないと将来障害が残ると認められるかたが、手術等による確実な治療効果が期待できる場合対象となります。

※治療期間は原則3か月以内で、内科的な治療のみでは対象となりません。  
※申請者(保護者)が一定の所得以上の場合対象とならないことがあります。

**対象となる障害と治療例** 詳しくはお問い合わせください

- 肢体不自由(先天性股関節脱臼、先天性内反足、脳性麻痺、筋性斜頸など)
- 視覚障害(斜視、眼瞼下垂症、白内障など)
- 聴覚・平衡機能障害(外耳道閉鎖、慢性中耳炎、先天性耳奇形、小耳症など)
- 音声・言語・そしゃく機能障害(口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂など)
- 心臓機能障害【手術の場合】(心室心房中隔欠損症、ファロー四徴症など)
- 腎臓機能障害(腎臓移植術【抗免疫療法を含む】人工透析療法など)
- 小腸機能障害(中心静脈栄養法など)
- 肝臓機能障害(肝臓移植術【抗免疫療法を含む】など)
- その他の先天性内臓障害(先天性食道閉鎖症、尿道下裂など)
- 免疫機能障害(HIV感染症、抗HIV療法など)

**給付額** 所得に応じて異なります。

**手続き** 各地域センター ☎P45

**問い合わせ** こども健康課 ☎829-1255

### 4 小児慢性特定疾病医療給付制度

小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童が、指定された医療機関(病院、薬局、訪問看護事業所など)で医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。給付を受けるためには、事前に申請が必要です。

**対象**

申請者(保護者)が長崎市に住所を有する18歳未満の児童(引き続き治療が必要な場合は20歳到達まで)で、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっているかた。

**対象となる疾患** 詳しくはお問い合わせください

16疾患群762疾病が対象です。

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 膠原病
- 糖尿病
- 先天性代謝異常
- 血液疾患
- 免疫疾患
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 皮膚疾患
- 骨系統疾患
- 脈管系疾患

**給付額** 所得に応じて異なります。

**手続き** 各地域センター ☎P45

**問い合わせ** こども健康課 ☎829-1255